

「ちばのキラリ」ロゴマーク使用方法

①ロゴマークのサイズは3 cm以上での使用を推奨。配置は任意とする。

※別に定める「デザインの使用ルール」を参照すること。

②表示事項

- ・製品への地域特性等の活用を明記するため、「このマークは、千葉県の特産物等を活用した商品に付けられています。」等と表示すること。
- ・食品関連の商品に使用する場合は、「このマークは商品の品質を保証するものではありません」等と表示すること。

※食品関連の商品に使用する場合は、表示事項はロゴマークと同一面上に表示すること。

<用途>

用途1：地域特性等を活用した商品及び販売に係る個別の包装・パッケージ

(例) 商品の包装 等

用途2：用途1以外で、地域特性等を活用した商品の活用促進・知名度向上を目的とした資材・景品等で販売しないもの (例) のぼり、ポスター、チラシ 等

用途3：地域特性等を活用した商品の活用促進・知名度向上を目的とした広告

(例) ホームページ、雑誌等への広告掲載 等

<使用例>



※レイアウトは任意です。



※食品関連の商品では、表示事項をロゴマークと同一面上に読める大きさと表示してください。(ポスターやチラシなどに使用する場合も同様です。)

- ・完成品は速やかに産業振興課に提出してください。
(写真可、メール可) ※県HPに写真を掲載しています。
- ・使用許諾期間は2年以内となります。引き続きロゴマークを使用する場合には、使用許諾期間の終了前に再度の許諾が必要です。